

社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園評議員の報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として山口県附属機関委員報酬額と同額を支給する。

2 評議員が、評議員会以外で職務を行ったときにも報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、法人旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 評議員が、評議員会以外で職務を行ったときにも法人旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月29日から施行する。

2 昭和54年1月1日より施行の「役員等の費用弁償に関する規則」は廃止する。

社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園非常勤役員の報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園定款第23条第2項の規定に基づき、非常勤理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 非常勤役員が、その職務のため、理事会及び評議員会並びに監査に出席したときは、報酬として山口県附属機関委員報酬額と同額を支給する。

2 非常勤役員が、理事会及び評議員会並びに監査以外で職務を行ったときにも報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 非常勤役員が、その職務のため、理事会及び評議員会並びに監査に出席したときは、法人旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 非常勤役員が、理事会及び評議員会並びに監査以外で職務を行ったときにも法人旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月29日から施行する。

2 昭和54年1月1日より施行の「役員等の費用弁償に関する規則」は廃止する。